

V 環境・エネルギー関係

14 環境保全対策の推進

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、
水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)

【理由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、瀬戸内海の藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図るため、瀬戸内海国立公園の積極的な整備促進が必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後更に水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があるとされる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など污水処理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策などの技術開発が必要である。

東日本大震災及び福島原子力発電所事故等を契機とし、国のエネルギー政策の見直しが求められており、そのエネルギー政策を前提とした地球温暖化防止対策も実現困難となることが必至な状況となっている。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壤汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持ち、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でモデルシミュレーションが可能となり、光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要となる財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となっており、

現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

自治体等における公園の飼養鳥がインフルエンザに感染し、家畜への感染防止のため同所の飼養鳥を大量処分した事例において、防疫資機材の購入費用等は特別交付税で措置されたものの、飼養鳥の補償措置がなかったことから、家畜伝染病予防法に準じた支援措置が必要である。また、こうした事例の取扱方針を策定する上で、具体的な対応を行った地元自治体は貴重な情報を有しているため、その意見にも十分な配慮が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施行期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有、水原価の高騰等の事態に直面しているため、経営基盤強化のための配慮が必要である。

については、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るために、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し推進すること。

2 瀬戸内海国立公園の整備促進

瀬戸内海の自然環境の保全と公園施設の利活用を促進するため、老朽化した休憩所及びトイレなどの施設の再整備や、登山道の安全対策、地域の特色を踏まえた環境学習ニーズに対応できる施設の計画的な整備を促進すること。

3 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。
 - ア ヨシ原、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取組
 - イ 湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (2) 湖沼の水質改善を図るために調査研究を推進すること。
 - ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
 - イ 赤潮、アオコなどのプランクトンやユスリカの異常発生を防止するために必要な調査等の推進

ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

- (3) 地方自治体やN P Oなどの関係団体が取り組む水質浄化策に特別の財政支援措置を講じること。

4 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効ある排出抑制対策を推進すること。
- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。
- (3) ダイオキシン類に汚染された底質の処理技術を早期に確立すること。
- (4) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の円滑な施行を図るため、国は、具体的に県の行うべき事務内容及び運用に際しての手法を早期に示すとともに、制度運用に伴う業務経費への適切な財政負担を行うこと。
- (5) 微量P C B汚染廃電気機器等の処理体制を早急に整備すること。

5 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

6 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

平成13年7月に策定された「低公害車開発普及アクションプラン」等に基づき、低公害車に係る現行制度の拡大・充実を図るとともに、水素自動車や燃料電池車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

7 地球温暖化対策の推進

東日本大震災及び福島原子力発電所事故により、実現が困難となっている国の地球温暖化防止対策と、そのベースとなるエネルギー政策を早急に見直し、新たな基本方針を確立すること。

また、新たな基本方針の構築に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策を推進するため、新たな地方税を創設するなど地方自治体の温暖化防止対策に活用できる財源を確保すること。
なお、地球温暖化対策のための税の創設に当たっては、特定の地域や産業への過度の負担が生じることのないよう、十分に検討を行った上で導入すること。
- (2) 地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者に向けた普及啓発を始め、省エネルギー・新エネルギーの新技术の開発や利用促進等を推進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。
- (3) 「森林吸収源10カ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、これらの施策に必要な財源として、森林吸収源対策を「地球温暖化対策のための税」の使途に位置付けること。
- (4) 民生部門の温暖化対策を促進するため、県や市町村レベルの地球温暖化対策地域協議会を活用した国民運動の推進母体制を整備するとともに、地域協議会が行う特

色ある取組みに対し支援を行うこと。

8 土壤汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壤汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壤汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壤汚染対策法に定められた基金の助成要件を緩和すること。
- (3) 土壤汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等判断基準を明確に示すこと。

9 特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の侵入による生態系、農林水産業、生活環境など各種被害の防止を図るため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。また、地方公共団体等が行う自主的な防除事業に必要な、捕獲器や薬剤の購入に要する経費に対して、継続的な財政支援措置を図ること。

10 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学スモッグ・煙霧による大陸からの影響や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（日本、韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学スモッグ発生予報が可能な予測システムを構築すること。

11 アスベスト対策の充実・強化

- (1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実を図ること。
 - ア 市町が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設
 - イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
 - ウ アスベストに係る大気環境基準や室内環境許容基準の設定
- (2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を図ること。
 - ア 私立学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等
 - イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成
 - ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立
- (3) アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設を図ること。

12 政府の日本海対岸諸国からの海岸漂着ごみ対策への一体的な取組

- (1) 海岸漂着物処理推進法が制定されるとともに、平成23年度まで地域グリーンニューディール基金による財政措置が講じられているところであるが、平成24年度

以降においても恒久的な財政上の十分な措置を図るとともに、外国由来の海岸漂着ごみの処理対策についても、恒久的な財政上の十分な措置を含めて、国の責任において早期に施策を策定し、実施すること。

- (2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海岸漂着ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

13 高病原性鳥インフルエンザに感染した飼養鳥の取扱方針の策定等

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染拡大を防止するため、自治体等の公園や動物園等の飼養鳥の処分に対して、家畜伝染病予防法に準じた支援措置を講じること。
- (2) 国において飼養鳥の取扱方針を早急に策定するとともに、策定に当たっては、飼養鳥を処分した自治体からの意見に配慮すること。

14 水資源対策の推進

- (1) 「先行水源等の当分の間十分な用水需要の見込めない工業用水道事業」を対象として、国において、経営基盤強化のために必要な措置を講じること。
- (2) 工業用水道事業に係る料金原価に見合った料金設定や地域の実情に応じた料金設定が行えるよう、基準料金の見直しや地区別料金の設定による料金平準化など、料金制度の改善を図ること。